

稲羽中学校いじめ防止基本方針

平成31年4月1日 改定

はじめに

ここに定める「稲羽中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（2）基本認識

学校教育全体を通じて、以下の認識に基づき、生徒一人一人に寄り添って、いじめの防止等にあたる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つからない」

（3）学校としての構え

◇学校は、生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、生徒を守る。

◇全ての教職員が一致協力した組織体制により対応する。

◇「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。

◇「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、生徒一人一人を大切にする教職員の日常的な態度を醸成する。

◇いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

※ 「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- a) **いじめに係る行為の解消**；被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- b) **被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと**；いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) わかる喜びの味わえる授業づくり

- ◇生徒全員が「わかった」「できた」と感じられ、喜びと充実感を味わえる授業づくりに努める。
- ◇一人一人が授業で活躍し、自己存在感や自己有用感を味わえる授業づくりに努める。
- ◇学習過程の中に少人数による学び合いの場を位置づけ、教えてもらったことに対する感謝の気持ち、仲間の役に立ったという自己有用感、仲間と共に課題を解決したという一体感を味わうことができるようとする。

(2) 生徒会活動の充実

- ◇委員会活動や係活動を充実させることを通して、生徒の自発的、自発的な活動を促し、より良い集団をつくりあげ、安心感と充実感のある学校生活を主体的に求めようとする態度を身につけさせる。
- ◇爽やかな挨拶・時間を守った行動・係活動の遂行等、当たり前のことを行なうことのできる生徒や学級を生徒会・学年・教員が認め、自己存在感や自己有用感を味わえるようにすると共に、自治力や自浄力を身につけさせる。

(3) 人権教育の推進

- ◇誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。
- ◇「ひびきあいの日」の取組を位置づけ、自分の人権感覚を振り返り、互いの人権感覚を磨く機会を設ける。
 - ・心のアンケートの実施し、いじめに関する現状を把握する。
 - ・学級活動や道徳の時間を使って、人権（いじめや障がい等）に関わる事前学習を行う。
 - ・人権集会を行う。（生徒会執行部によるこころのアンケートからわかるいじめの現状の発表、各学級の人権に関わる取組内容の発表、学年代表による講演会の感想の発表、稻中人権宣言の再確認）
 - ・仲間のよさを見つけ合う取組を行う。

(4) 豊かな心の育成

- ◇全教育活動を通して、生徒一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育の充実を図る。
- ◇様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、学校行事としての体験学習、幅広い世代との交流、ボランティア活動などの心に響く豊かな体験活動を充実する。
 - ・宿泊研修の実施 … 1年：宿泊研修（自然の家） 2年：漁村体験 3年：修学旅行（東京方面）
 - ・職業体験学習の実施 … 各務原市内を中心に、企業・市の関連施設・幼稚園等で働く体験をする。
 - ・夏祭りや盆踊り等の地域行事に生徒が参加することを奨励する。教員も参加し、生徒や地域の方々と交流する。
 - ・各務原市青少年育成市民会議事業「ふれコミ隊」への参加を奨励する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する未然防止対策の推進

- ◇授業参観後に行われる学級・学年懇談会において、スマートフォンや通信型ゲーム機等の取り扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。
- ◇関係機関からのリーフレットを活用し、集会や学級指導等で情報モラルについての指導を充実する。
- ◇P T Aと連携し、家庭におけるインターネット・S N S等の利用に関するルールづくりの啓発を行う。

(6) 全教育活動を通した指導

- ◇「自己指導能力」の育成に努め、生徒一人一人が自分で考え、正しく判断し、誠実に行動できる力を身につけさせる。
- ◇仲間と共に取り組むことの素晴らしさを体感させ、相手の気持ちを考え、相手を尊重し、誰に対しても思いやりの気持ちをもって温かく接することができる心と、共感的な人間関係を築く力を身につけさせる。

◇生徒一人一人に自己決定の場を与える、自己の可能性の開発を援助することを通して、自己存在感・自己有用感をもち、未来に夢をもって明るく前向きに生きる力を育む。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) 常に生徒につき、生徒に寄り添った指導を行う

◇活動中は常に生徒につき、生徒一人一人の様子に配慮しながら、生徒に寄り添って指導を行う。

◇休み時間等でも教室や廊下を巡回するなど、生徒に近い位置で生徒たちの様子を把握することに努める。

◇学級担任は、生徒が記入する「生活の記録」に目を通すことで、生徒の心情の変化や悩みなどを把握し、適切な助言を行うとともに、生徒との信頼関係を築く。

◇生活の記録、リーダー会、班ノート等を利用して、常に生徒間の人間関係について情報収集に努める。

(2) 報連相の徹底と情報交流の充実

◇「いじめ」ではないかと思われる事案については、どんな些細なことでもすみやかに学年主任、生徒指導主事、管理職に報告・相談する。すぐに「緊急いじめ対策委員会」を開催し、指導方針を決定し、対応策を実行する。「緊急いじめ対策委員会」の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、関係学年主任・学級担任、いじめを発見した教職員

◇「いじめ」以外の生徒指導に関する問題についても、必ず学年主任、生徒指導主事、管理職に報告・相談し、校長の指示のもと、指導方針や対応策を決め、実行する。

◇週1回位置づけている「主任会」で、各学年の生徒の様子を交流するとともに、いじめの未然防止、早期発見、組織的対応、解決のために共通理解を図り、具体的対策を考えて実行する。

「主任会」の構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、事務主任とする。

◇週1回位置づけている「職員打ち合わせ」で「いじめ」「問題行動」「生徒への配慮事項」等について必要な情報を全職員に伝え、周知徹底を図る。

◇月1回位置づけている「学年会」で、各学級の生徒の様子を交流し、必要な対応等について学年職員への周知徹底を図る。

(3) アンケートの実施、分析、活用

◇年4回（4月、6月、10月、1月）、朝読書の時間を利用し、無記名式の「心のアンケート」を行う。学級担任が集計をし、学年主任、生徒指導主事、教頭、校長に報告する。いじめ対策委員会で分析し、結果を全職員で共有する。

◇定期的に自分自身や仲間の言動を振り返る機会を設けることで、一人一人の「いじめ」に対する意識を向上させるとともに、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」という認識を定着させ、いじめの抑止を図る。そして、いじめの早期発見と早期対応に努める。

(4) 教育相談の充実

◇相談室を常設し、生徒からの希望があれば、心の教室相談員（各務原市職員）等が教育相談を行う。ただし、一時的な利用にとどめ、在籍教室への復帰が条件である。

◇生徒や保護者からの希望があれば、スクールカウンセラーやスクール相談員が相談室でカウンセリングを行う。

◇「教育相談週間」（6月、10月）を設け、「心のアンケート」の結果をもとに生徒一人一人と教育相談を行う。生徒の悩みや不安をつかみ、いじめの早期発見・早期対応に努める。時期を問わず、気になる生徒に対し、教育相談を行う。

(5) 教職員の研修の充実

◇職員会や夏季休業中に、必要に応じて適宜職員研修を行う。「いじめ防止 これだけは！」といった各種啓発資料などを活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はも

- もちろん、未然防止に取り組むことができるようとする。
- ◇いじめ事案があった際には、職員会や職員打ち合わせ等で、その事例を活用した教職員の研修を行う。
- ### (6) 保護者との連携
- ◇1・2年生は年2回（10月・3月）、3年生は年3回（10月・11月・1月）に個別懇談を行い、家庭での様子や悩みを把握するとともに、学校での生徒の様子を保護者に伝え、家庭との連携を密にする。また、夏季休業日開始後すぐに希望する保護者や生徒に対して個別懇談を行い、夏季休業日も連携が密にとれるように配慮する。
- ◇年3回実施する授業参観日に、学級懇談会または学年懇談会を開催し、「いじめ」などについての生徒の現状や情報モラルを守って情報機器を利用することの大切さを伝え、必要に応じて協力を依頼する。
- ◇保護者から我が子がいじめに遭っているのではないかという申し出があったときは、すぐに学年主任、生徒指導主事、管理職に報告する。学級担任と学年主任が家庭訪問し、生徒からいじめの事実について十分に聴き取る。それをもとに「緊急いじめ対策委員会」を開き、指導方針を決定し、対応策を実行する。
- ◇いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側とともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、生徒の今後に向けて一緒にあって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。
- ### (7) 関係諸機関との連携
- ◇いじめを中心とする生徒指導上の諸問題の解決のために、日頃から教育委員会や子ども相談センター、民生児童委員、学校評議委員等とのネットワークを大切にし、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ◇稻羽西小学校区・稻羽東小学校区で開催される青少年育成市民会議（年2回開催）に校長が参加し、地域（自治会長・子ども会育成会長・青少年推進委員等）に学校の情報を伝え、協力を願う。また、「いじめ」等についての学校の現状について地域や家庭に説明するとともに、必要に応じて協力を依頼するなどして、生徒たちが安心して生活できる地域づくりのための連携・協力体制をつくる。
- ◇国や県・市の教育委員会等から紹介される「相談機関」「相談電話」等について、学校だより等を通して連絡先や連絡方法を生徒・保護者に周知する。
- ### (8) インターネット等を通じて行われるいじめへの対策
- ◇集会や学級指導（関係機関からのリーフレットを活用）等を通して、生徒にスマートフォンや通信型ゲーム機等を介したいじめ（誹謗中傷等）への適切な対応の仕方を知らせ、早期に被害の申し出をさせる。
- ◇学級懇談会や学年懇談会、学校だよりや関係機関からのリーフレットの配付を通して、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介したいじめ（誹謗中傷等）の危険性を保護者にも周知し、発見と報告を依頼する。
- ◇PTAと連携し、家庭におけるインターネット・SNS等の利用に関するルールづくりの啓発を行う。
- ◇インターネット・SNS等によるいじめの情報を得たときは、必要に応じて警察等の関係機関に相談し、連携して対応する。
- ## 4 いじめ未然防止・対策委員会の設置
- 法：第22条
学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。
- ◇いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的・組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭、心の教室相談員、スクールカウンセラー、スクール相談員とし、必要に応じて関係職員等も参加する。

◇本校の「基本方針」の取組が計画通りに実行されるよう、進捗状況を把握し、必要に応じて助言や支援を行う。また、この「基本方針」の定期的検証を行う。

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取 組 内 容	備 考
4月	・職員会で「方針」、前年度のいじめの実態と対応等の確認 ・心のアンケート（記名・無記名選択式）の実施	「方針」の確認
5月	・第1回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・「学校いじめ防止基本方針（以下「方針」）説明 ・Webページ等による「方針」等の発信	
6月	・心のアンケート（無記名式）の実施、教育相談の実施 ・生徒向けネットいじめ研修の実施	
7月	・学校評価関係者員会 ・第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（対策等の見直し）	第1回県いじめ調査
8月	・職員研修会（夏休み前の取組の評価をもとに、取組の見直し等の確認）	
9月	・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施	
10月	・心のアンケート（無記名式）の実施、教育相談の実施	
11月	・人権問題（いじめ、障がいなど）について考える学級活動・道徳の実施	
12月	・第2回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（次年度に向けて）	第2回県いじめ調査
1月	・「人権集会」（生徒会のいじめ防止対策の発表、人権宣言の確認） ・教職員による次年度の取組計画 ・心のアンケート（記名・無記名選択式）の実施	
2月	・第2回「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・学校評価関係者員会	
3月	・生徒会活動の取組の成果と課題の発表 ・次年度に向けた方向の検討	第3回県いじめ調査 (国の調査を兼ねる)

6 いじめ問題発生時の対応

（1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応

①いじめの訴え、情報、兆候の察知

ささいな言動であっても「いじめではないだろうか」という危機意識をもって観察したり、聴いたりする。

②管理職等への報告と対応方針の決定

◇いじめではないかと疑われる事実を速やかに学年主任、生徒指導主事、教頭、校長に報告して、関係職員で情報を共有し、校長の指示の下、対応方針を決定し、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

③事実関係の丁寧で確実な把握

◇複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分に聴き取る。

◇いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。

◇5W1Hが時系列になるように、複数の職員で同時に確認し、確実に記録をとる。

◇事実を突き合わせ、矛盾がないかを整理し、実際の状況や背景を理解する。

④いじめを受けた生徒のケア

◇いじめを受けた生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、不安を払拭できるよう親身になって懇談を行う。

◇心の傷をいやるために、必要に応じてスクールカウンセラーや相談機関等と連携をとる。

⑤いじめた側の生徒への指導

◇いじめた生徒に対して毅然とした態度で指導にあたるとともに、自己を見つめさせ、反省と謝罪を促す。

◇「いじめは絶対に許されない」ということを自覚させるとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。

◇いじめた相手への謝罪の仕方と一緒に考える。

◇今後、気を付けることや頑張ることを自己決定させ、生徒に寄り添って見届ける。

⑥保護者への報告と指導についての協力依頼

◇いじめを受けた生徒の保護者には、事実関係や指導内容を丁寧にわかりやすく説明する。保護者の思いを十分に聴くとともに、生徒が不安なく学校生活を送るために学校と家庭ができるることを一緒に考え、協力して見守ることを保護者と確認する。

◇いじめた側の生徒の保護者には、いじめをしてしまった背景についても十分に踏まえた上で、事実関係や指導内容を丁寧にわかりやすく説明する。二度といじめをしないために何をする必要があるかと一緒に考える。いじめを受けた生徒とその保護者への謝罪を促す。生徒が二度といじめをしないように学校と家庭ができるなどを一緒に考え、協力して見守ることを保護者に確認する。

⑦関係機関との連携

◇いじめに関する事実が認められた場合、事実関係、指導経過、指導結果等を教育委員会に報告し、必要に応じ指導や助言を受ける。

◇いじめの内容が「犯罪行為」として取り扱われるものであると認めるときは警察署と連携して対処する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署へ通報する。

⑧経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

◇いじめを受けた生徒に対しては、保護者と定期的に連絡をとり、連携して生徒を見守る。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

【重大事態の定義】

◇生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき（生徒が自殺を企図した場合等）

◇生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのあるとき（年間30日程度）

◇生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあり、学校がそう認識したとき

①教育委員会へ「第一報」を速やかに報告。

※市教育委員会が重大事態の調査主体を判断する。

②学校が調査主体になった場合の対応（市教育委員会の指導・支援のもと対応）

◇学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。

◇当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、市教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査を実施する。

◇調査結果を市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

◇生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

③市教育委員会等が調査主体となった場合の対応

◇市教育委員会の指示のもと、資料の提出など調査に全面的に協力する。

7 学校評価における留意事項

いじめを隠匿せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ①いじめの早期発見の取組に関するこ
- ②いじめの再発を防止するための取組に関するこ

8 個人情報の取り扱い（学校の内規 非公開）

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、3年間保存する。また、いじめ調査に関わる聞き取り調査などの資料やアンケート調査等については、5年間保存する。